

北海道告示第10520号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年2月17日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和元年10月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンタービックマート
河東郡音更町木野大通西15丁目1-7ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ノースモダンアソシエーション 代表取締役 春日井 宏治
北海道河東郡音更町木野大通西15丁目2番地
有限会社マルシン 代表取締役 森田 州一
北海道河東郡音更町雄飛が丘仲区1番地2
有限会社テーケイ 代表取締役 春日井 アイ子
北海道河東郡音更町木野大通西15丁目1番地4

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社オカモト	代表取締役 岡本 謙一	帯広市東4条南10丁目2番地
株式会社セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地
道東電機株式会社	代表取締役 佐藤 強	帯広市大通南24丁目1番地
アドベンチャー株式会社	代表取締役 夏秋 克好	福岡県福岡市東区多の津2丁目8-1
株式会社オプティ	代表取締役 佐藤 靖二	札幌市中央区北1条東4丁目1-1
株式会社ノースモダンアソシエーション	代表取締役 春日井 宏治	河東郡音更町木野大通西15丁目2番地
株式会社NHC	代表取締役 鈴木 貞男	愛知県名古屋市中村区名駅2-35-22
株式会社テキサス	代表取締役 落合 洋	帯広市西20条南2丁目22番地の7
株式会社ハイパーネット	代表取締役 太田 順一	帯広市自由が丘2丁目1番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社オカモト	代表取締役 岡本 謙一	帯広市東4条南10丁目2番地
株式会社セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地
道東電機株式会社	代表取締役 佐藤 睦浩	帯広市大通南24丁目1番地
株式会社NHC	代表取締役 鈴木 貞男	愛知県名古屋市中村区名駅2-35-22
株式会社テキサス	代表取締役 落合 洋	帯広市西20条南2丁目22番地の7
株式会社ハイパーネット	代表取締役 太田 順一	帯広市自由が丘2丁目1番地

(4) 変更の年月日

上記(3)のア 平成14年2月8日（道東電機株式会社）
平成28年4月1日（アドベンチャー株式会社、株式会社オプティ）
平成31年5月1日（株式会社ノースモダンアソシエーション）

(5) 変更する理由

上記(3)のA 小売業者の代表者の変更 (道東電機株式会社)
小売業者の変更 (アドヴェンチャー株式会社、株式会社オプティ、
株式会社ノースモダンアソシエーション)

2 届出年月日

令和元年10月1日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和元年10月16日(水)から令和2年2月17日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで